

メロン販売に関する覚書

はじめに

メロン販売は生産農家(以下生産者)と、山田学区まちづくり協議会(以下協議会)が決定した以下のルールに基づき行うものとする。(【 】様式は協議会ホームページにあり)

1. 販売について

- (1)生産者は、【販売申請書】【メロン販売書】を記入し、協議会に申し込む。
【メロン販売書】に品種・色・重量・個数・金額・食べごろ等を記入する。販売価格は生産者が決める。
- (2)協議会の【回答書】をもって販売日時を決定する。
- (3)生産者は、【メロン貼り付け用シール規定】に基づいたシールを作成し、全てのメロンに貼り付ける。
※シールは生産者が準備する。
- (4)協議会は、まち協公式 LINE で販売情報を配信する。
- (5)販売形態について
ゲリラ販売、メロンまつりにおける販売の2種類とする。
尚、ゲリラ販売については、メロンまつりでの販売協力を条件とする。
※メロンまつりは、令和6年6月30日(日)開催予定

◆メロン販売

- ①生産者は、販売日に販売した個数、金額を【メロン販売書】に記載し、協議会に報告する。
- ②その日のうちに残ったメロンを持ち帰る。
- ③生産者は、協議会に報告した日から1週間以内に販売額の20%を収める。

2. 有効期間

本覚書の有効期間は、本覚書締結日より令和 6 年 月 日までとする。

3. その他

上記1以外についての事象が生じた場合は、生産者と協議会の協議によって解決を図るものとする。
この覚書については、2通作成し、生産者と協議会が各1通ずつ保持する。

令和 6 年 月 日

住所

生産者名

印

山田学区まちづくり協議会

会 長 山本 克実

印